

地方自治法の一部を改正する法律等（中核市制度及び広域連合制度の創設関係を除く）の施行
について（抄）

（自治行第83号 平成6. 7. 19 事務次官通知）

（中略）

第三 議会に関する事項

法第100条第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときに科する罰金の多額を「5千円」から「10万円」に引き上げるものとされたこと。（法第100条第3項）

（以下略）